12　まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社を都市再生推進法人として指定する際に求められる政令で定める要件を、削除することとした。（第一一八条関係）

13　民間都市再生事業計画の認定を申請する期限を平成三四年三月三一日とすることとした。（附則第三条関係）

二　都市再開発法の一部改正関係

1　市街地再開発事業の施行区域の拡充等

㈠　市街地再開発事業の施行区域に、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められた特定用途誘導地区の区域を追加することとした。（第二条の二第二号及び第三条第一号関係）

㈡　市街地再開発事業の施行区域に関する耐火建築物の要件に関し、建築面積が、当該区域に係る高度利用地区等に関する都市計画において定められた建築物の建築面積の最低限度の四分の三未満である建築物については、耐火建築物から除くこととした。（第三条第二号関係）

2　個別利用区制度の創設

㈠　事業計画においては、施設建築敷地以外の建築物の敷地となるべき土地の区域（以下「個別利用区」という。）を定めることができることとした。（第七条の一一関係）

㈡　事業計画において個別利用区が定められたときは、施行者は、施行地区内の宅地の所有者又は借地権者の申出に基づき、当該宅地を権利変換計画において当該宅地に対応して個別利用区内の宅地が与えられるべき宅地として指定することとした。（第七〇条の二関係）

㈢　権利変換計画においては、㈡により指定された宅地の所有者又はその使用収益権を有する者に対しては、それぞれ個別利用区内の宅地又はその使用収益権が与えられるように定めなければならないこととした。（第七七条の二関係）

3　宅地又は借地権が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなすことについて、当該宅地の共有者のみが組合の組合員となっている場合は、この限りでないこととした。（第二〇条関係）

4　都市計画施設の区域をその施行地区に含む市街地再開発事業のうち、施設建築敷地を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるものについては、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下に都市高速鉄道が存するように定めることができることとし、この場合においては、権利変換計画又は管理処分計画において、施設建築敷地の都市高速鉄道部分には当該都市高速鉄道の所有を目的とする民法第二六九条の二第一項の地上権が設定されることとした。（第一〇九条の三及び第一一八条の二五の二関係）

5　施行地区内の権利者等の全ての同意を得た場合には、特定建築者を公募によることなく決定できることとした。（第一一〇条関係）

6　施行者は、施行地区内の宅地の所有者の数が僅少であることその他の特別の事情がある場合においては、一個の施設建築物の敷地が二筆以上の土地となるものとして権利変換計画を定めることができることとした。（第一一〇条の四関係）

三　建築基準法の一部改正関係

特定用途誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積は、特定用途誘導地区に関する都市計画において建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められたときは、それぞれ、これらの最低限度以上でなければならないこととした。（第六〇条の三関係）

四　都市計画法の一部改正関係

都市高速鉄道の区域の地下又は空間について、当該都市高速鉄道を整備する立体的な範囲を都市計画に定めることができることとした。（第一一条関係）

五　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（法律第七三号）（警察庁）

1　趣旨

この法律は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等の支給について必要な事項を定めることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　「国外犯罪行為」とは、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　「国外犯罪被害」とは、国外犯罪行為による死亡又は障害をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　「国外犯罪被害者」とは、国外犯罪行為により死亡し、又は障害（障害等級第一級相当）が残った日本国籍を有する者をいうこととした。（第二条第三項及び第四項並びに別表関係）

㈣　「国外犯罪被害弔慰金等」とは、国外犯罪被害弔慰金又は国外犯罪被害障害見舞金をいうこととした。（第二条第五項関係）

3　国外犯罪被害弔慰金等の支給

国は、国外犯罪被害者があるときは、国外犯罪被害者又はその遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、国外犯罪被害弔慰金等を支給することとした。（第三条関係）

4　国外犯罪被害弔慰金等の種類等

国外犯罪被害弔慰金等は、国外犯罪被害弔慰金及び国外犯罪被害障害見舞金とするとともに、国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位について規定することとした。（第四条及び第五条関係）

5　国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる場合等

㈠　国外犯罪被害者と加害者との間に親族関係がある場合、国外犯罪被害者が正当な理由がなくて治安の状況に照らして生命又は身体に対する高度の危険が予測される地域に所在していた場合、国外犯罪被害の発生につき国外犯罪被害者にも責めに帰すべき行為があった場合等は、国家公安委員会規則で定めるところにより国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができることとした。（第六条関係）

㈡　国外犯罪被害弔慰金等は、当該国外犯罪被害に関し当該国外犯罪被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で国家公安委員会が定めるものが支給される場合には、支給しないこととした。（第七条関係）

6　国外犯罪被害弔慰金等の額

国外犯罪被害弔慰金の額は、国外犯罪被害者一人当たり二〇〇万円、国外犯罪被害障害見舞金の額は、国外犯罪被害者一人当たり一〇〇万円とすることとした。（第八条関係）

7　裁定等

㈠　国外犯罪被害弔慰金等の支給を受ける権利の裁定は、申請に基づき、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うこととするとともに、申請の時において日本国内に住所を有しない場合に申請に基づき、裁定を行う公安委員会を定めることとした。（第九条第一項及び第一一条関係）

㈡　申請の時において日本国内に住所を有しない場合は、当該申請を行う者の住所を管轄する領事官その他最寄りの領事官（㈣において「領事官」という。）を経由して公安委員会に行うことができることとした。（第九条第二項関係）

㈢　㈠の申請期間を当該国外犯罪被害の発生を知った日から二年間又は当該国外犯罪被害が発生した日から七年間とするとともに、やむを得ない理由により当該期間内に申請をすることができなかったときは、その理由のやんだ日から六月以内に限り、申請をすることができることとした。（第九条第三項及び第四項関係）

㈣　国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者は、日本国内においては関係する公安委員会に、日本国外においては領事官に対し、申請に必要な援助を求めることができることとした。（第一〇条関係）

㈤　裁定のための公安委員会の調査権限等について規定するとともに、必要があると認めるときは、外務省その他の公務所等に対し、協力を求めることができることとした。（第一三条関係）